

第8回那珂川町農業委員会総会議事録

開催日時 令和8年8月20日（木）15時00分から16時40分

開催場所 那珂川町役場 201・202・203会議室

出席委員

農業委員（19名）				農地利用最適化推進委員（22名）			
1番	滝童内政可	2番	小林 一恵	馬 頭	鈴木 一夫	健 武	佐 藤 保
3番	益子 順一	4番	岡 寿 実	矢 又		和 見	小高 栄二
5番	深澤 弘子	6番	益子 稔	小 口	藤 田 保	北向田	大森 秀一
7番	谷田 知教	8番	船山 伸一	久那瀬	岡 浩 幸	松野・富山	大 武 正
9番	船見 和哉	10番	小高 辰也	盛 泉	大金 安男	谷 川	鈴木 明信
11番	高 野 寛	12番	穴山 正一	大内・大那地	川和 義夫	大山田下郷	渡邊 久雄
13番	川上 早春	14番	佐々木文子	大山田上郷	岡 崎 俊	小 砂	笹沼 則男
15番	星 フミ子	16番	佐藤 次男	1区・2区・3区	川上 雅人	1区・2区・3区	深澤 一郎
17番	西宮 一美	18番	益子 波子	4区・5区	橋本 征雄	6区・9区	板橋 了寿
19番	磯部 正美			6区・7区	鈴 木 勲	8区	佐竹 賢一
				9区・10区	郡司 公平	11区	
				12区		13区	佐藤 知子
				14区	板山 勝則		

欠席委員 ※農業委員のみ記載

農業委員			

議事日程

- 日程第1 会期の決定
- 日程第2 議事録署名委員の指名
- 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可について
- 日程第4 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第4号 非農地証明願による現況地目の認定について
- 日程第7 議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について
- 追加日程第1 追加議案第1号 那珂川町地域農業経営基盤強化促進計画の変更について

農業委員会事務局職員

事務局長 星 善浩
係 長 小幡 優子
主 事 小山田 真梨子

会議の概要

那珂川町農業委員会総会規則第5条に基づき会長が議長となる

議長	只今より、令和8年 第8回総会に入ります。 出席委員は、19名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。 直ちに、本日の会議を開きます。 今回の付議事件及び順序につきましては配布したとおりでありますので、ご覧願います。 日程第1 会期の決定を議題といたします。 お諮りいたします。 本総会の会期は、本日1日でよろしいでしょうか。
各委員	【異議なし】
議長	異議なしと認めます。よって、本総会は本日1日と決定いたします。 日程第2 議事録署名委員の指名を議題といたします。 総会規則第19条第2項の規定による、議事録署名委員については、議長が指名することに異議ございませんか。
各委員	【異議なし】
議長	異議なしと認めます。それでは、議事録署名委員に17番 西宮一美 委員、18番 益子波子 委員を指名いたします。 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可についてを上程します。 事務局に議案の朗読を求めます。
事務局 (小幡)	【議案朗読】
議長	議案の朗読が終わりました。 申請1 贈与による所有権移転の許可申請についてを議題といたします。 調査員は、10番 小高辰也 委員と、小高栄二 推進委員です。 10番 小高辰也委員から調査の報告を求めます。
10番 小高委員	農地法第3条第1項の規定による許可申請書が提出されましたので、8月18日に小高推進委員とともに調査してまいりましたのでご報告いたします。 申請地の地番・地目・面積及び申請人の住所・氏名は、議事日程に記載のとおりです。 申請の事由は、譲渡人が弟である譲受人に貸していましたが、譲渡人が高齢になったため、譲渡人に贈与するものです。 権利を移転しようとする契約の内容は、贈与による所有権移転です。 耕作面積は自作地748㎡、申請地面積431㎡を合わせると、合計1,179㎡になります。 作付予定面積は野菜1,179㎡、野菜は主に家庭菜園の予定です。 農機具の所有状況は、トラクター1台、耕運機1台です。

申請人及び世帯員の農作業従事状況は、譲受人本人の農作業従事日数が 90 日、農作業歴が 20 年、譲受人の妻が農作業従事日数 60 日、農作業歴 10 年です。申請人の家から申請地までの距離は約 0.1 km で、徒歩で 1、2 分です。

申請地は一般的な農地であり、周辺地域との関係は特に問題なく、農地法第 3 条第 2 項の要件を全て備えております。

以上報告いたします。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

調査員の報告が終わりました。
小高栄二 推進委員から意見はありませか。

小高
推進委員

特にありません。

議 長

事務局からの補足説明はありませんか。

事務局長

特にありません。

議 長

それでは審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから発言をしてください。

各 委 員

【質問なし】

議 長

意見・質問がないようですので、採決を行います。
申請 1 の贈与による所有権移転に伴う許可申請については、申請のとおり許可することに異議ございませんか。

各 委 員

【異議なし】

議 長

異議なしと認めます。よって申請 1 につきましては、申請のとおり許可することに決定いたしました。

小高委員ご苦労さまでした。

日程第 4 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを上程します。

事務局に議案の朗読を求めます。

事 務 局
(小 幡)

【議案朗読】

議 長

議案の朗読が終わりました。

4 番
岡 委 員

申請 1 農家住宅用地への転用許可申請についてを議題といたします。
調査員は、4 番 岡寿実 委員、6 番 益子稔 委員、16 番 佐藤次男 委員と、川上雅人 推進委員です。
4 番 岡寿実 委員から調査の報告を求めます。

農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請書が提出されましたので、8 月 18 日に益子稔委員、佐藤次男委員、川上雅人推進委員、私と事務局で調査してまいりましたので報告いたします。

申請人の住所、氏名、申請地につきましては、議事日程に記載のとおりで、申請人が所有する畑に住宅を建築するものです。

転用行為の必要性ですが、申請人はイチゴ栽培農家を営んでおり、長男がイチゴ農家を継ぐために実家に戻り、来年の 4 月から就農を予定していて、申請人家族とイチゴの栽培に従事します。今後、農業を継いで継続していくために長男家族が安心して暮らせる住まいが必要であることから、住宅の建築をするものであります。

申請人の家には、申請人夫妻と娘家族も同居していることから、家族全員で暮らすには居住スペースが不足していて、現状では長男家族が同居することは難しいです。長男が農業後継者として営農を続け、将来にわたり申請人が営むイチゴ農家を引き継いでもらうため、また長男夫婦が安心して子育てしながら暮らせる生活環境を整えるために、住宅を早期に建築する必要があります。

当初、申請人所有の宅地内で計画をしましたが、既存住宅や付属建物の配置、敷地の形状、駐車スペース等を検討した結果、住宅を適切に配置することが難しいと判断しました。既存宅地に隣接する申請人所有の農地に住宅を建てるのが最も効率的であり、農業の継続、後継者の定住、家族の生活基盤の確保の観点から、必要性、緊急性の高い計画であると考えて申請したということでもあります。

また、宅地と畑を合わせまして、1,000 m²を超えてしまいますが、周辺地への被害防除対策として土留め等を設置するため、全面積を利用するということです。超過分は 10.32 m²です。

申請地及び隣接地の状況ですが、申請地の状況は、申請人住宅の敷地に隣接する平坦で宅地と一体的な畑 154 m²です。隣接地の状況ですが、北側は宅地、南側は道路を挟んで田、西側は畑、東側は道路を挟んで田になります。

施設の利用期間は許可の日から永久です。

土地の選定理由は、イチゴハウスが自宅周辺にあるため作業上大変便利なこと、またイチゴ栽培で必要となる早朝の作業や日々の管理収穫等にも速やかに対応できるため、農業を続けていくうえで最適な場所であると考えたということです。

土地利用計画ですが、計画区域面積が 154 m²です。建築面積が 1 階 91.09 m²、2 階 31.46 m²ということです。進入路は現在の宅地敷地内の通路を利用します。

給水は町営水道を利用します。雑排水計画は合併浄化槽敷地内浸透にて処理するということです。雨水排水の方法は、敷地内は砂利敷きのため自然地下浸透とするようです。

資金計画ですが、銀行借入れと自己資金で行います。まず、主な支出ですが土地造成費 100 万円、建築費 2550 万円、その他諸経費で 289 万円の合計 2939 万円です。借入金 2500 万円は、那須南農協の J A 住宅ローン事前審査結果のお知らせで融資の取組は可能と判断されるという内容が添付されています。自己資金 439 万円については、那須南農協小川支店の令和 8 年 6 月 30 日現在の残高証明書が添付されています。

周辺農地への被害防除対策ですが、畑との境界には置石があり土砂の流出はないと思われます。また、南側、東側の道路とは平坦地のため土留め等を設置し、土砂が流出しないように万全を期すということです。

取水排水方法につきましては、先ほど報告したとおりです。

日照通風の影響、周囲が農地等の自己所有地、道路を挟んでの農地等になりますので、

	周辺への日照通風の影響はありません。 他法令の状況について、建築基準法の確認済証の申請中ということです。 それから令和8年7月29日に、生涯学習課に埋蔵文化財包蔵地であることを確認した結果、調査済みということで問題ないという回答を得たということです。 認定外道路については、那珂川町建設課と境界を確認済みです。 申請書と事実の相違はありませんでした。 以上報告いたします。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	調査委員の報告が終わりました。 川上雅人 推進委員から意見はありませんか。
川上 推進委員	特にありません。
議 長	事務局からの補足説明はありませんか。
事務局長	申請地は、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地です。原則として許可できませんが、不許可の例外規定である集落接続に該当しているため、転用が可能となります。 また、転用後の宅地面積が1,010㎡となり、農家住宅の基準面積を10㎡超えますが、周辺地への土砂流出対策のため必要であります。
議 長	事務局より、説明がありました。 それでは、審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから発言をしてください。
各 委 員	【質問なし】
議 長	意見・質問がないようですので、採決を行います。 申請1 農家住宅用地への転用許可申請については、申請のとおり県へ進達することに異議ございませんか。
各 委 員	【異議なし】
議 長	異議なしと認めます。よって申請1につきましては、申請のとおり県へ進達することに決定いたしました。 岡寿実委員、ご苦労様でした。 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程します。 事務局に議案の朗読を求めます。

事務局
(小幡)

【議案朗読】

議長

議案の朗読が終わりました。

申請 1 売買による所有権移転での集荷所用地への転用許可申請についてを議題といたします。

調査員は、4 番 岡寿実 委員、6 番 益子稔 委員、16 番 佐藤次男 委員と、橋本征雄 推進委員です。16 番 佐藤次男 委員 から調査の報告を求めます。

16 番
佐藤委員

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書が提出されましたので、8 月 18 日に岡寿実委員、益子稔委員、橋本征雄推進委員、私と事務局で調査してまいりましたので報告いたします。

申請人の住所、氏名、申請地につきましては、議事日程に記載のとおりです。

転用目的は、有機農家のグループ「グループみんなの未来」が生産した露地野菜、小麦等の集荷トラック便の拠点に使用するためです。

転用行為の必要性は、グループみんなの未来は構成員 11 名で、生産した露地野菜、小麦等をトラック便で集荷配送し、「生活クラブ生協」、宇都宮市の農産物直売所「あぜ道」において有機栽培農産物を販売していますが、集荷場所が固定されず、路上等で集荷が 8 回も場所が変わっている状態です。24 時間体制で集荷できる集荷拠点が必要となり、申請となりました。

申請地及び隣接地、申請地は田と畑で現在作付けされておらず、草刈りされた状態です。隣接地は、東側は畑、道路、西側は畑、南側は国道、北側は田です。

権利を設定移転する契約の内容は、売買による所有権移転で許可の日から永久です。

土地の選定理由、申請地は国道 293、294 号線沿いで、有機農業グループ「グループみんなの未来」の構成の圃場から等距離に位置し、集荷場所、倉庫、保冷库敷地、農機具収納舎敷地の確保ができる最も適した場所であるため、選定いたしました。

土地利用計画、新規就農者の農業機械の購入は大きな負担となるので、集荷場所に農機収納舎を作り、農業機械や道具を購入し貸し出します。また、ビニールハウスで、しそ、ピーマン、ししとう等を育て出荷します。

資金計画ですが、土地取得費が 130 万円、土地造成費 203 万 5000 円、倉庫 10 万円、保冷库 96 万 8000 円、無人販売機 65 万 7800 円、農機収納舎 10 万円、合計 516 万 800 円になります。資金は全て自己資金で対応するという事で、足利銀行西那須野支店の残高証明書が添付されています。

周辺農地への被害防除対策、取水排水方法の取水はありません。排水、雨水は自然浸透方式で行います。土砂流出防止対策、敷地外に雨水が流出しないよう、道路沿いに小堤防を設置いたします。

日照通風の影響、日照通風の影響はありませんが、強風が吹く時があるため、西側に 1.8m の防風ネットを設置いたします。

他法令等の状況、埋蔵文化財掘削の届出を提出済みです。

申請書と事実の相違はありませんでした。

以上で報告を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

調査委員の報告が終わりました。

橋本征雄 推進委員から意見はありませんか。

橋本
推進委員

特にありません。

議 長

事務局からの補足説明はありませんか。

事務局長

申請地は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で、農地の広がり約 8.2 ヘクタールです。農地区分は第 2 種農地であり、代替性がなく、一般基準を満たしているため、転用が可能となります。

議 長

事務局より、説明がありました。
それでは、審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから発言をしてください。

各 委 員

【質問なし】

議 長

意見・質問がないようですので、採決を行います。
申請 1 売買による所有権移転での集荷所用地への転用許可申請については、申請のとおり県へ進達することに異議ございませんか。

各 委 員

【異議なし】

議 長

異議なしと認めます。よって申請 1 につきましては、申請のとおり県へ進達することに決定いたしました。
佐藤次男 委員、ご苦労様でした。
申請 2 売買による所有権移転での太陽光発電設備用地への転用許可申請についてを議題といたします。
調査員は、2 番 小林一恵 委員、12 番 穴山正一 委員、18 番 益子波子 委員と、佐藤保 推進委員です。12 番 穴山正一 委員 から調査の報告を求めます。

1 2 番
穴山委員

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書が提出されましたので、8 月 18 日に小林一恵委員、益子波子委員、佐藤保推進委員、私と事務局で調査してまいりましたので報告いたします。
申請人の住所、氏名、申請地につきましては、議事日程に記載のとおりです。
転用目的は、売買により申請地を取得し、太陽光発電設備を設置するものです。
転用行為の必要性は、申請人は遊休農地に太陽光発電設備を設置することにより、環境保全や災害時に安定した電力を供給し、二酸化炭素の削減に取り組んでいます。更なる事業拡大のため、遊休農地である申請地に太陽光発電システムを設置するものです。発電した電力は東京電力エナジーパートナーへ 1 kWh あたり 8.5 円にて、売電いたします。
申請地及び周辺の状況、申請地の地目は田ですが、長年耕作はしていないようです。北側は水路と青地を挟んで道路、東側は道路、青地を挟んで畑、南側は青地を挟んで宅地、

田、三角形の残されている部分は青地です。西側は雑種地です。

権利を設定移転する契約の内容は、所有権の移転で許可の日から永久です。

土地の選定理由は、太陽光発電システムの設置のため様々な土地を候補地として選定しましたが、今回の申請地は日当たりがよく発電効率が高いと判断しました。また、那珂川町では、同時に三つの土地で太陽光発電所を設置することから、管理を円滑に行えることが利点でもあり、除草作業などの管理業務が一体的に効率よくできると判断し選定に至りました。

土地利用計画、事業区域面積 1,824 m²、太陽光パネルを 169 枚、パワーコンディショナー 10 台、フェンスは高さ 1.2m で外周に沿って 184m 設置します。切土盛土は行わず、現在の地形をそのまま利用します。雑草対策として、防草シートを全面に貼って、碎石を 5 cm 敷設します。

資金計画、必要資金は土地購入費 160 万円、パネル等の部材費 580 万 6250 円、工事費 200 万円、連携負担金 60 万 2907 円、諸経費 110 万円、消費税 95 万 916 円、合計で 1206 万 73 円です。全て自己資金で賄うとのことで、株式会社三井住友銀行永福町支店の残高証明書が添付されています。

撤去処分費用の捻出については、売電収入の中から毎月 3000 円を積み立てて、30 年間で約 100 万円積み立てます。

周辺農地への被害防除対策、雨水の排水方法は敷地内で自然浸透します。土砂流出防止対策、申請地は周辺の土地よりも低く平坦な地形なので、土砂の流出の影響はありません。

日照通風、架台を低めに設置するため、日照通風での周辺への影響は少ないと思われます。

除草対策、防草シートの上に碎石 5 cm を敷設し雑草を防除していきます。必要に応じて、除草剤を散布します。フェンスの周辺は年 2 回ほど草刈りを実施します。

他法令等の状況、埋蔵文化財包蔵地については該当がありません。那珂川町生涯学習課に確認済みです。

申請書と事実の相違はありませんでした。

以上で報告を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

調査委員の報告が終わりました。
佐藤保 推進委員から意見はありませんか。

佐藤
推進委員

特にありません。

議 長

事務局からの補足説明はありませんか。

事務局長

申請地は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域にあり、農地区分は第 3 種農地でありますので、転用が可能となります。

議 長

事務局より、説明がありました。
それでは、審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから発言をしてください。

3 番 益子委員	制度的に 20 年となっていない気がしますが、撤去費用の月 3000 円×30 年の 100 万と報告がありましたけど、確認をお願いします。
事務局長	こちらについては、NonFIT 制度でありますので、年数というのは特別決まっています。昔 FIT の時は 20 年とかあったかもしれませんが、現在はないということです。パネル等の耐用年数が 30 年を超えるということで、30 年で設定しているそうです。
議 長	ご理解いただけましたでしょうか。 意見・質問がないようですので、採決を行います。 申請 2 売買による所有権移転での太陽光発電設備用地への転用許可申請については、申請のとおり県へ進達することに異議ございませんか。
各 委 員	【異議なし】
議 長	異議なしと認めます。よって申請 2 につきましては、申請のとおり県へ進達することに決定いたしました。 穴山正一 委員、ご苦勞様でした。 申請 3 売買による所有権移転での太陽光発電設備用地への転用許可申請について、及び申請 4 売買による所有権移転での太陽光発電設備用地への転用許可申請については関連がありますので一括議題といたします。 調査員は、2 番 小林一恵 委員、12 番 穴山正一 委員、18 番 益子波子 委員と、佐藤保 推進委員です。2 番 小林一恵 委員 から調査の報告を求めます。
2 番 小林委員	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書が提出されましたので、8 月 18 日に穴山正一委員、益子波子委員、佐藤保推進委員、私と事務局で調査してまいりましたので報告いたします。 申請人の住所、氏名、申請地につきましては、議事日程に記載のとおりです。 まず、申請 3 については工事名 太陽光発電システム 109.85kW 設置工事です。 転用目的は、売買により申請地を取得し、太陽光発電設備を設置するものです。 転用行為の必要性は、事業者はカーボンニュートラルを目指して太陽光発電事業の取組を行っており、太陽光発電施設を設置することにより、環境保全や災害時に安定した電力を供給し、二酸化炭素を削減できるからということです。また、農地転用を実施する目的は、NonFIT 太陽光発電事業にあるということです。NonFIT 太陽光事業は、経済産業省の固定価格買取制度を利用せず、より環境付加価値の高く国民負担の上昇に繋がらない電力を作ることが可能となります。売電先は、東京電力エナジーパートナーで 1kW あたり 8.5 円にて全量売電する予定です。買取単価に関しては、再生可能エネルギーから電力購入単価を参照しています。 申請地及び隣接地の状況ですが、北側は無番地、法面の東側は道、南側は道、西側は道を挟んで畑、宅地です。 権利を設定移転する契約の内容は、売買による所有権移転で許可の日から永久です。 土地の選定理由は、日当たりがよく発電効率が低いと判断し、那珂川町では同時に三つの土地で設置を行うことから、管理が円滑に行えることが利点であり、発電設備の一体管

理ができるために決定に至ったということです。また、さくら市の管理設備が 20 件を超え、那須塩原市、足利市、鹿沼市にも 100 件を超える管理設備があるということです。

土地利用計画ですが、事業区域の面積が 1,249 m²、太陽光パネルを 169 枚、パワーコンディショナー10 台、フェンスが高さ 1.2mのものを設置します。防草シート及び5 cmの碎石を敷くということです。

資金計画ですが、土地購入費 100 万円、パネル等の部材費 580 万 6250 円、工事費 200 万円、連携負担金 60 万 2907 円、諸経費 110 万円、消費税 95 万 916 円、合計で 1146 万 73 円です。資金の調達は自己資金で、株式会社三井住友銀行永福町支店の残高証明書が添付されています。

撤去処分費用の捻出については、売電収入から発電所運営にかかる費用を差し引いた金額の一部、月 3000 円を 30 年間積み立て、充当できるよう資金準備態勢を構築していると説明がありました。

周辺農地への被害防除対策としては、雨水等の排水方法は自然浸透、土砂流出防止対策は、周辺の土地より高いところには小堤防を設けます。フェンスを取り付け、農地に影響を与えないように架台を低めに設置し、日照通風の影響を与えないように配慮していくこと、また、碎石 5 cm及び防草シートを敷き、除草作業は年 2 回ほどフェンス周り及び農地境界付近は草刈りを、事業地内については草刈り機とラウンドアップで除草作業を行うということです。

他法令等の状況、東京電力へ受給申込済であり、埋蔵文化財包蔵地については該当がないということです。

申請書と事実の相違はありませんでした。

以上で報告を終わります。

次に 4 番について報告いたします。

申請人の住所氏名、申請地につきましては、議事日程に記載のとおりです。

転用目的、転用行為の必要性については、申請 3 番と同じですので省略させていただきます。

申請地及び隣接地の状況は、北側は道を挟んで山林、東側は道を挟んで畑、南側は道、畑、西側が畑となっております。

権利の設定は、売買による所有権移転で許可の日から永久です。

土地の選定理由としましては、申請 3 番と同じ理由ということですので、これも省略させていただきます。

土地利用計画は、事業面積 1275.42 m²、太陽光パネル 169 枚、パワーコンディショナー 10 台、フェンスの高さ 1.2m の設置です。防草シート及び碎石 5 センチを敷くということです。

資金計画ですが、土地購入費 100 万円、パネル等部材費が 580 万 6250 円、工事費 200 万円、連携負担金 85 万 2611 円、その他消費税を含め合計 1173 万 4747 円です。資金調達は自己資金で行い税込 1173 万 4747 円です。こちらも株式会社三井住友銀行永福町支店の残高証明書が添付されています。撤去費用分の捻出方法は、申請 3 番と同じため省略させていただきます。

周辺農地への被害防除対策、その他法令等の状況としましても、申請 3 番と同じため、こちらも省略させていただきます。

申請書と事実の相違はありませんでした。

以上で報告を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

調査委員の報告が終わりました。

佐藤保 推進委員から意見はありませんか。

佐藤 推進委員	特にありません。
議 長	事務局からの補足説明はありませんか。
事務局長	申請地は、ともに農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で、農地の広がり は約 2.9 ヘクタールです。農地区分は第 2 種農地であり、代替性がなく、一般基準を満 たしているため、転用が可能となります。
議 長	事務局より、説明がありました。 それでは、審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから発言を してください。
各 委 員	【質問なし】
議 長	意見・質問がないようですので、採決を行います。採決は申請ごとに行います。 申請 3 売買による所有権移転での太陽光発電設備用地への転用許可申請については、 申請のとおり県へ進達することに異議ございませんか。
各 委 員	【異議なし】
議 長	異議なしと認めます。よって申請 3 につきましては、申請のとおり県へ進達することに 決定いたしました。 続いて、申請 4 売買による所有権移転での太陽光発電設備用地への転用許可申請につ いては、申請のとおり県へ進達することに異議ございませんか。
各 委 員	【異議なし】
議 長	異議なしと認めます。よって申請 4 につきましては、申請のとおり県へ進達することに 決定いたしました。 小林一恵 委員、ご苦労様でした。 申請 5 売買による所有権移転での太陽光発電設備用地への転用許可申請についてを議 題といたします。 調査員は、2 番 小林一恵 委員、12 番 穴山正一 委員、18 番 益子波子 委員と、佐藤 保 推進委員です。12 番 穴山正一 委員 から調査の報告を求めます。
1 2 番 穴山委員	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書が提出されましたので、8 月 18 日に小林 一恵委員、益子波子委員、佐藤保推進委員、私と事務局で調査してまいりましたので報告 いたします。

申請人の住所、氏名、申請地につきましては、議事日程に記載のとおりです。

転用目的は、売買により申請地を取得し、太陽光発電設備を設置するものです。

転用行為の必要性、申請人は遊休農地に太陽光発電設備を設置することにより、環境保全や災害時に安定した電力を供給し、二酸化炭素の削減に取り組んでいます。再生エネルギー由来の電力を求める需要家が増加していることから、遊休農地である申請地に太陽光発電システムを設置するものです。発電した電力は、株式会社クリーンエナジーコネクに売電します。

申請地及び周辺の状況、地目は田ですが長年休耕し耕作していないようです。東側は国有地を挟んで田、この田については4月の農業委員会総会にて太陽光発電設備への農地転用で承認されています。西側は道を挟んで宅地、国有地を挟んで田、南側は県道、北側は水路を挟んで原野です。

権利を設定移転する契約の内容は、売買による所有権移転で許可の日から永久です。

土地の選定理由は、申請人は宮城県に本拠地を置く会社ですが、再生可能エネルギーによる電力の売り先として、東京電力管内が圧倒的に多いため、東北から比較的至近なエリアであり、比較的災害の少ない那珂川町を候補地として選定したとのことです。今回の申請地は、日当たりがよく発電効率が高いなど比較検討の結果、選定に至りました。

土地利用計画、事業区域面積が1,226㎡、太陽光パネル144枚、パワーコンディショナー10台、フェンスは高さ1.5mを外周に沿って176m設置します。現状の平坦な地形をそのまま利用しますので、切土盛土はありません。

資金計画、用地取得費が150万円、設備建設費750万円、その他70万円、合わせて970万円です。全額自己資金で賄います。GMOあおぞらネット銀行の残高証明書が添付されています。撤去処分費については、毎月10万円ずつ積み立てるとのことです。

周辺農地への被害防除対策、雨水の排水方法は敷地内で自然浸透します。土砂流出防止対策、申請地は東側の太陽光発電設備建設予定地を除いて、周辺の土地より低いため、土砂の流出はありません。東側への流出対策としては、高さ40cmの小堤防を設置することです。

日照通風の影響、架台を低めに設置するため日照通風への影響もありません。

除草対策として、年2回以上草刈りを実施して、必要に応じて除草剤を使用することです。

他法令の状況、埋蔵文化財包蔵地に関しては該当しません。那珂川町生涯学習課に確認済みです。

申請書と事実の相違はありませんでした。

以上で報告を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 調査委員の報告が終わりました。
佐藤保 推進委員から意見はありませんか。

佐藤推進委員 特にありません。

議長 事務局からの補足説明はありませんか。

事務局長 申請地は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で、農地の広がり約0.5ヘクタールです。農地区分は第2種農地であり、代替性がなく、一般基準を満たしているため、転用が可能となります。

議 長	事務局より、説明がありました。 それでは、審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから発言をしてください。
1 1 番 高野委員	撤去処分費について、毎月 10 万円ですか。
1 2 番 穴山委員	毎年 10 万円です。
1 1 番 高野委員	わかりました。ありがとうございます。
議 長	それでは、他にございませんか。
4 番 岡 委 員	メンテナンススペースは東側の 4 月に転用になったところと同じでしょうか。
1 2 番 穴山委員	東側と共通です。同じ会社で申請されて、4 月に承認されています。
議 長	他にはございませんか。意見・質問がないようですので、採決を行います。 申請 5 売買による所有権移転での太陽光発電設備用地への転用許可申請については、申請のとおり県へ進達することに異議ございませんか。
各 委 員	【異議なし】
議 長	異議なしと認めます。よって申請 5 につきましては、申請のとおり県へ進達することに決定いたしました。 穴山正一 委員、ご苦労様でした。 申請 6 売買による所有権移転での太陽光発電設備用地への転用許可申請についてを議題といたします。 調査員は、4 番 岡寿実 委員、6 番 益子稔 委員、16 番 佐藤次男 委員と、板橋了寿 推進委員です。 6 番 益子稔 委員から調査の報告を求めます。
6 番 益子委員	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書が提出されましたので、8 月 18 日に岡寿実委員、佐藤次男委員、板橋推進委員、私と事務局で調査してまいりましたので報告いたします。 申請人の住所、氏名、申請地につきましては、議事日程に記載のとおりです。 転用目的は、売買により申請地を取得し、太陽光発電設備を設置するものです。 転用行為の必要性は、事業者は本拠地を福岡県におき太陽光発電の設置工事及び売電事

業を行っています。近年地球温暖化が深刻化する中、日本国内でも環境事業への取組が加速し、再生可能エネルギーによる発電は、温室効果ガスの高い削減効果が期待できるため、申請者についても今後も更なる事業拡大を図るために埼玉県に営業所を設け土地を探していましたが、当該申請地を選定し申請に至ったとのことです。

申請地及び隣接地の状況ですが、申請地の地目は田ですが、20年以上作付けしていないということです。調査時には除草されていきました。隣接地の状況、東側は雑種地、西側は雑種地及び道路を挟んで山林、南側は道路を挟んで山林、北側は雑種地です。

権利を設定移転する契約の内容は、売買による所有権移転で許可の日から永久です。

土地の選定理由は、申請者は関西以西、九州方面を主軸に事業展開をしていますが、会社の事業方針が見直され、首都圏近隣地区を重点的に太陽光発電設備の設置を行うことになったということで、那珂川町には既に8か所ほど設置しています。更なる事業拡大のため土地を探し、町内4か所の候補地を選定し検討した結果、申請地は日当たりが良く用地の広さも設置しようとする設備に対し十分な面積を確保でき、また既存の電柱が近くにあり、引き込み線の設置が容易であることから申請地が適地であると判断したとのことです。

土地利用計画ですが、太陽光パネル156枚、1枚あたりの大きさは2.328m×1.134mで施工面積は421.38㎡となります。パワーコンディショナー10台、発電出力は49.5kWとなります。事業面積は1,231㎡ありますが、発電量を最大限にするため太陽光発電パネル間の距離を取る必要がある他、定期点検時のメンテナンススペース、資機材の設置スペース及び車両の駐車スペース、さらに日陰となり活用不可が56㎡ほどあることから、1,231㎡の農地転用が必要になったということです。外周に180m高さ1.5mのフェンスを設置します。なお、撤去費用200万円については、毎年10万円を20年間積み立てるとのことです。

資金計画、土地代85万円、基礎工事費198万1500円、建設工事費70万円、材料費551万5800円、設置工事費85万、消費税98万9730円、合計1088万7030円、自己資金で賄うということで西日本シティ銀行中間支店の令和8年7月5日現在の残高証明書の添付がありました。

周辺農地への被害防除対策、取水排水、雨水は敷地内で自然浸透処理するとのことです。土砂流出防止対策は、造成工事は行わず敷地内整地のみするということで、土砂の流出はないものと思われます。

日照通風の影響については、先ほど説明したとおりであること、太陽光設備の高さがそれほどないので、影響はないものと思われます。

除草対策については、年2回以上草刈りを行うということです。

他法令の状況、埋蔵文化財包蔵地に該当しないということを町教育委員会生涯学習課文化財係に確認しているとのことです。その他関係法令についても、県の森林部自然環境課より該当しないという確認を得ているとのことです。

申請書と事実の相違はありませんでした。

以上で報告を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

調査委員の報告が終わりました。
板橋了寿 推進委員から意見はありませんか。

板橋
推進委員

特にありません。

議長

事務局からの補足説明はありませんか。

事務局長	申請地は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で、農地の広がりとは約 0.1 ヘクタールです。農地区分は第 2 種農地であり、代替性がなく、一般基準を満たしているため、転用が可能となります。
議 長	事務局より、説明がありました。 それでは、審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから発言をしてください。
各 委 員	【質問なし】
議 長	意見・質問がないようですので、採決を行います。 申請 6 売買による所有権移転での太陽光発電設備用地への転用許可申請については、申請のとおり県へ進達することに異議ございませんか。
各 委 員	【異議なし】
議 長	異議なしと認めます。よって申請 6 につきましては、申請のとおり県へ進達することに決定いたしました。 益子稔委員、ご苦労様でした。 申請 7 売買による所有権移転での太陽光発電設備用地への転用許可申請についてを議題といたします。 調査員は、2 番 小林一恵 委員、12 番 穴山正一 委員、18 番 益子波子 委員と、鈴木一夫 推進委員です。18 番 益子波子 委員 から調査の報告を求めます。
18 番 益子委員	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請書が提出されましたので、8 月 18 日に小林一恵委員、穴山正一委員、鈴木一夫推進委員、私と事務局で調査してまいりましたので報告いたします。 申請人の住所、氏名、申請地につきましては、議事日程に記載のとおりです。 転用行為の必要性、小売電気事業者である申請者は非 F I T 太陽光発電による電気を二酸化炭素排出の削減等による地球温暖化防止に寄与する再生可能エネルギー由来の電気を所望する需要家として契約しております。しかし、供給する再生可能エネルギーの電気が不足しているため、一部の電気を日本卸電力取引所から調達しております。これを補い、更なる電力の供給拡大のため、今回の申請地に太陽光発電を設置するものです。 申請地及び隣接地の状況、東側が畑、道路を挟んで畑、西側が田、南側が道路、北側が畑です。 権利を設定、移転しようとする契約内容は、売買による所有権移転で許可の日から永久です。 土地の選定理由、太陽光発電の敷地とするには十分な日照量が確保できる土地であること、既存電柱が利用できること、造成に当たり、1 m 以上の切土盛土が発生しないこと、工事及び管理用の道路が確保できることといった要件を満たすことが必要であります。また、那珂川町を選定した理由は、他県と比較して自然災害が少なく、平坦な土地が多いうえ

に、町内に委託管理を受けている事業地が数か所あり、効率的に管理ができるためです。
資金計画ですが、土地代が 80 万円、整地費・設備費が 1084 万 9179 円、合計 1164 万 9179 円となります。全額自己資金で賄います。三井住友銀行大阪西支店の残高証明が添付されております。撤去費用については、206 万 8220 円で、年間 10 万 3411 円を 20 年間積み立てる計画です。

設置施設等の詳細ですが、太陽光パネルが 158 枚、パワーコンディショナー 9 台、フェンスの高さが 1.3m で、外周に沿って約 157m 設置となります。

周辺農地への被害防除対策ですが、取水の利用はありません。雨水は敷地内浸透処理とし、排水施設は設置せず、自然浸透処理です。申請地より隣接地が低くなっているため、北側一面に土羽の設置を行います。また計画地をフェンスで囲うことから、周辺地への土砂の流出の恐れはないと考えております。申請地への進入は、申請地に沿って西側に道があります。進入路として狭かったため分筆して進入路として拡張します。

架台は高さが 1.2m 未満であり、架台の仕様から周辺農地への日照通風を阻害することはありません。

草刈りは年 3 回、6 月 8 月 10 月を予定しています。

他法令等の状況は確認済みでございます。

申請書と事実の相違はありませんでした。

以上で報告を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

調査委員の報告が終わりました。
鈴木一夫 推進委員から意見はありませんか。

鈴木
推進委員

特にありません。

議 長

事務局からの補足説明はありませんか。

事務局長

申請地は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で、農地の広がり約 2.7 ヘクタールです。農地区分は第 2 種農地であり、代替性がなく、一般基準を満たしているため、転用が可能となります。

議 長

事務局より、説明がありました。
それでは、審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから発言をしてください。

各 委 員

【質問なし】

議 長

意見・質問がないようですので、採決を行います。
申請 7 売買による所有権移転での太陽光発電設備用地への転用許可申請については、申請のとおり県へ進達することに異議ございませんか。

各 委 員	【異議なし】
議 長	異議なしと認めます。よって申請7につきましては、申請のとおり県へ進達することに決定いたしました。 益子波子 委員、ご苦労様でした。 申請8 売買による所有権移転での太陽光発電設備用地への転用許可申請についてを議題といたします。 調査員は、4番 岡寿実 委員、6番 益子稔 委員、16番 佐藤次男 委員と、藤田保 推進委員です。 6番 益子稔 委員から調査の報告を求めます。
6番 益子委員	農地法第5条第1項の規定による許可申請書が提出されましたので、8月18日に岡寿実委員、佐藤次男委員と、藤田保推進委員、私と事務局で調査をしてまいりましたので報告いたします。 申請人の住所、氏名、申請地につきましては議事日程に記載のとおりです。 転用目的は、売買により申請地を取得し太陽光発電施設を設置するものです。 転用行為の必要性、事業者は住宅用太陽光発電システムの施工販売を行う建設及び電気事業者ですが、事業の一環で自らも地面設置型の太陽光発電システムを有し、発電事業を行っております。昨今の地球温暖化に伴い日本国内でも環境事業への取り組みが加速し、再生可能エネルギーによる発電は温室効果ガスの高い削減効果が期待できるため、申請者についても、今後の更なる太陽光発電事業の拡大を図るため土地を探しておりましたが、当該申請地を選定し申請に至ったとのことです。発電した電力は、東京電力の送電線網を経由して、グループ内会社内での自家消費とするとのことです。 申請地及び隣接地の状況、申請地の地目は畑でしばらく作付はしていなかったようですが、調査時には除草されておりました。隣接地の状況、東側は道路、西側は道路挟んで雑種地、南側は宅地、北側は道路です。 権利を設定移転しようとする契約の内容は、売買による所有権の移転で許可の日から永久です。 土地の選定理由、栃木県は年間快晴日数が50日と全国3位であり、日照時間も全国上位で、太陽光エネルギーに恵まれた地域であることから、那珂川町において土地を探しておりました。申請地が候補に挙がり所有者と面談したところ、耕作放棄地となっており管理ができないので、申請者の取組に協力したいとの申し出があったとのことです。また、申請者は県北地域、矢板市、那須塩原市、那須町、那珂川町にも既に1か所ありますが事業実績がありメンテナンス等の一体管理ができること、申請地は日照を妨げる高い建物や木がなく既存の電柱が近くにあり、申請地が適地であると判断したとのことです。 土地利用計画、太陽光パネル168枚、パワーコンディショナー10台、発電出力は49.5kWとなります。事業面積は1,250㎡ありますが、発電量を最大限にするため太陽光発電パネル間の距離をとる必要がある他、メンテナンススペース及び車両の駐車スペースも必要となることから、1,250㎡の農地転用が必要とのことです。なお、外周164mに高さ1.5mのフェンスを設置します。 また、撤去費用については、設置費用の5% 84万8091円を計上し、毎年4万2405円を20年間積み立てるとのことです。 資金計画、土地代110万、整地63万5250円、発電設備費942万7330円、工事諸経費527万7344円、接続負担金52万1900円、合計1696万1824円、全て自己資金で賄うということで、三菱UFJ銀行世田谷支店の令和8年7月14日付けの残高証明書の添付がありました。 周辺農地への被害防除対策、雨水は敷地内で自然浸透処理するとのことです。土砂流出

防止対策、現状西から東に緩やかな勾配があるので、東側及び南側の土地境界手前にＬ字で高さ 20 cm 程度の畦畔を設けることで、土砂の流出を防ぐとのことです。また造成工事は行わず敷地内転圧整地のみ、また先ほど言ったように畦畔を設けるということで土砂の流出はないものと思われます。

日照通風の影響、隣接地は先ほど説明したとおりで、周辺農地への日照通風の影響はないものと思われます。また、隣接地の土地の所有者からは、太陽光発電設備設置について了承を得ているということです。

除草対策、年に３回除草剤の散布の他、状況によっては除草作業を行うということです。

他法令との状況、埋蔵文化財包蔵地には該当しないとのことです。その確認を町教育委員会生涯学習課文化財係より得ているということです。

申請書と事実の相違はありませんでした。

以上で報告を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

調査委員の報告が終わりました。
藤田保 推進委員から意見はありませんか。

藤田
推進委員

特にありません。

議 長

事務局からの補足説明はありませんか。

事務局長

申請地は、農業公共投資の対象になっていない小集団の農地で、農地の広がりとは約 0.3 ヘクタールです。農地区分は第２種農地であり、代替性がなく、一般基準を満たしているため、転用が可能となります。

議 長

事務局より、説明がありました。
それでは、審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから発言をしてください。

各 委 員

【質問なし】

議 長

意見・質問がないようですので、採決を行います。
申請 8 売買による所有権移転での太陽光発電設備用地への転用許可申請については、申請のとおり県へ進達することに異議ございませんか。

各 委 員

【異議なし】

議 長

異議なしと認めます。よって申請 8 につきましては、申請のとおり県へ進達することに決定いたしました。

益子稔委員、ご苦労様でした。
日程第6 議案4号 非農地証明願による現況地目の認定についてを上程します。
事務局に議案の朗読を求めます。

事務局
(小幡)

【議案朗読】

議長

事務局の議案の朗読が終わりました。
番号1 畑に係る非農地証明願についてを議題といたします。
調査員は、15番 星フミ子 委員と 笹沼則男 推進委員です。15番 星フミ子 委員から調査の報告を求めます。

15番
星委員

非農地証明願が提出されましたので、8月18日に笹沼推進委員と私と事務局で調査してまいりましたので報告いたします。
願出人の住所・氏名につきましては、議事日程に記載のとおりで、申請地は小砂地内の畑で〇〇番地436㎡です。
江戸期より小砂焼の釜本、藤田製陶所を経営しておりますが、願出地には大正8年より石造の建築物があり、100年以上前から宅地として使用しております。宅地への許可を得ておらず、建築を行ったまま、地目変更登記を行っておりませんでした。宅地化され、今後も農地としての利用は困難であると確認してきました。
報告は以上です。
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

調査員の報告が終わりました。
笹沼則男 推進委員から意見はありませんか。

笹沼
推進委員

特にありません。

議長

事務局からの補足説明はありませんか。

事務局長

議案第4号、非農地証明願による現況地目の認定について補足説明いたします。
長い期間、非農地であったことは星委員から報告があったとおりですが、願出地に建っている納屋等が古いもので大正時代に建築されており、農地法が制定された昭和27年より前であります。これらより、少なくとも100年以上宅地として使っていたことが確認できました。
以上で、補足説明を終わります。

議長

それでは、審議に入ります。
質問がある方は、議長の指名を受けてから、発言をしてください。

3番

石蔵が大正8年度から建っているということで、詳しい現況は納屋、住宅と書いてある

益子委員	が、一つは転用してないということですか。
15番 星委員	はい。 石蔵と納屋がありましたが、納屋は平成28年に取り壊しております。 現況建っているのは石蔵のみ。この図面を見ていただくとわかるかと思いますが、石蔵だけのようです。
事務局長	申請地の南側ですが建物が建っていましたが、今は取り壊されております。実際には北側部分は、ほぼ建物で覆いつくされております。補足説明でも言いましたが、農地法の制定が昭和27年でございます。それより前に宅地であったということです。
3番 益子委員	いわゆる20年時効があるので、建築が証明されればそれでいいと思いますがいつ建てた建物ですか。そこが一番重要だと思いますので。
事務局長	大正時代です。
3番 益子委員	問題ないですね。わかりました。
事務局長	そもそも、この地を農地としたところに矛盾が生じるということです。
3番 益子委員	現況で建物があるので、転用等の申請になると思いますが、建物の取り壊す予定はありますか。
事務局長	石蔵は取り壊す予定はないです。南側の建物は、もう取り壊してはあります。
3番 益子委員	非農地証明願ですけど、その後は是正のため転用許可を求めるのか、おそらく20年以上経過しているので許可になると思いますが。
事務局長	これは転用ではなくて、あくまでも非農地証明という形になっております。元々農地ではなかったという説明になります。
3番 益子委員	わかりました。
議長	その他に質問がないようですので、採決を行います。 番号1 非農地証明願による現況地目の認定については、願出のとおり認定することに異議ございませんか。

各 委 員	【異議なし】
議 長	異議なしと認めます。よって番号1につきましては、願出のとおり認定することに決定いたしました。 星フミ子 委員、ご苦労様でした。 日程第7 議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見についてを上程します。 事務局に、議案の朗読、及び説明を求めます。
事 務 局 (小 幡)	【議案朗読】
事 務 局 (小山田)	日程第7 議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)に係る意見についてを説明させていただきます。 配布させていただきました別添資料の「農用地利用集積等促進計画(案)」の2ページの総括表を御覧ください。 内容につきましては、農地中間管理機構に農地中間管理権の設定を行う者1名、筆数4筆、面積5,811㎡となっております。これらの農地について農地中間管理機構から貸借権等の設定を受ける担い手数は1名となっております。公告年月日は令和8年9月30日を、効力発生日は令和8年10月1日を予定しています。一覧表及び明細書につきましては、記載のとおりですので、各自でご覧ください。 今回の農用地利用集積等促進計画(案)について、全てを効率的に利用し耕作を行うこと、周辺農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事することなど必要な要件を満たしていると考えています。 農業委員会の皆様におかれましては、農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見につきまして、ご審議のほどお願いいたします。
議 長	議案の朗読、及び説明が終わりました。 それでは、審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから、発言をしてください。
各 委 員	【質問なし】
議 長	意見・質問がないようですので、採決を行います。 町から依頼がありました、農用地利用集積等促進計画(案)については、意見なしで回答することに異議ございませんか。
各 委 員	【異議なし】
議 長	異議なしと認めます。よって議案第5号につきましては、意見なしで町へ回答することといたします。 ここでお諮りします。「那珂川町地域農業経営基盤強化促進計画の変更について」を追

加日程第1 追加議案第1号として、審議することに異議ありませんか。

各委員 【異議なし】

議長 異議なしと認めます。よって追加日程第1 追加議案第1号「那珂川町地域農業経営基盤強化促進計画の変更について」を上程します。暫時休憩いたします。

【休憩】

議長 再開いたします。
追加日程第1 追加議案第1号「那珂川町地域農業経営基盤強化促進計画の変更について」を上程します。
事務局に議案の朗読、及び、産業振興課農政係 川俣係長の説明を求めます。

事務局
(小幡) 【議案朗読】

農政係
川俣係長 ただいま上程されました追加議案について説明いたします。
このたび那珂川町地域農業経営基盤強化促進計画いわゆる地域計画の変更の申出があったことに伴い、農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定に基づきまして、農業委員会に意見を求めるものです。
それでは、内容について説明させていただきます。
今回、3地区4件の変更申出書の提出がありました。
変更申出一覧の①についてですが、地域名は馬頭で地番、地目、面積につきましては記載のとおりであります。将来的には一般住宅の建築を検討しているとのことです。本事業の実施にあたり地権者、耕作者の同意を得ているとのことです。
次に変更申出一覧②についてですが、地域名は同じく馬頭で地番、地目、面積等は記載のとおりです。将来的に太陽光発電施設の設置を検討しているとのことです。こちらにつきましても、事業の実施にあたり地権者、耕作者の同意を得ているとのことでした。
次に変更申出一覧③についてですが、地域名は12区で、地番、地目、面積等は記載のとおりです。こちらも将来的に太陽光発電施設の設置を検討しているとのことです。同じく地権者、耕作者の同意を得ているとのことです。
最後に変更申出一覧④についてですが、地域計画の地域名は2区3区4区5区で、地番、地目、面積等は記載のとおりです。こちらも将来的に太陽光発電施設の設置を検討しているとのことです。同じように地権者、耕作者の同意を得ているとのことです。
以上、4件について簡単にご説明させていただきましたが、お配りした変更申し出一覧の次のページからは該当する地域の地域計画と目標地図を添付しております。
地域計画本文につきましては、更新年月日の欄と、区域内の農用地面積等の欄が変更となります。
目標地図につきましては、該当する筆の部分を赤色で示しております。
説明は以上です。
よろしくお願いいたします。

議 長	議案の朗読、及び説明が終わりました。 それでは審議に入ります。意見・質問がある方は、議長の指名を受けてから、発言をしてください。
鈴木 推進委員	この地図ですが、何度か意見が出ていると思いますが、見づらいため見取り図のように変えていただければ見やすくなると思うので、検討してください。
農政係 川俣係長	わかりました。現在お渡ししているものが地域計画とセットで策定されている地図に色付けをしたものとなっておりますので、今後わかりやすい地図等ありましたら、そちらでの対応が可能か検討してみたいと思います。 ご意見ありがとうございます。
議 長	それでは、意見・質問がないようですので、採決を行います。 町から依頼がありました、追加議案第1号 那珂川町地域農業経営基盤強化促進計画の変更については、意見なしで回答することに異議ございませんか。
各 委 員	【異議なし】
議 長	異議なしと認めます。よって追加議案第1号につきましては、意見なしで回答することとします。 川俣係長、ありがとうございました。 本日の付議事件につきましては以上です。 長時間にわたる慎重審議、誠にありがとうございました。 これにて閉会といたします。
事務局長	ご起立願います。 一礼一。
議 長	ご苦勞様でした。